

文京区情報セキュリティに関する規則

平成十五年六月四日

規則第五十号

改正 平成十六年三月八日規則第十二号
平成十七年八月三十一日規則第五十九号
平成十八年三月三十一日規則第二十五号
平成十九年三月三十日規則第十五号
平成二十年三月三十一日規則第二十七号
平成二十二年十一月十八日規則第五十八号
平成二十四年三月二十二日規則第十七号
平成二十六年三月十九日規則第九号
平成二十七年三月二十日規則第十一号
平成二十七年十月五日規則第六十五号
平成二十九年五月二十九日規則第三十三号
平成三十年三月三十日規則第二十四号
令和二年三月三十一日規則第二十三号
令和七年三月十九日規則第十五号
令和七年九月三十日規則第九十五号
令和八年三月二十六日規則第二十二号

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
 - 第二章 組織及び体制（第四条—第九条の二）
 - 第三章 情報資産（第十条—第十四条）
 - 第四章 人的セキュリティ（第十五条—第十七条）
 - 第五章 物理的セキュリティ（第十八条）
 - 第六章 技術的セキュリティ（第十九条—第二十六条）
 - 第七章 緊急時対応（第二十七条）
 - 第八章 評価及び見直し（第二十八条）
- 付則

第一章 総則

(目的)

第一条 この規則は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の六第一項の規定に基づき、情報セキュリティに関し必要な事項を定め、区の保有する情報資産を脅威から保護し、情報セキュリティの確保と信頼される区政の実現を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 課長等 課（文京区役所組織規則（平成十二年三月文京区規則第三十一号）第七条に規定する課並びに会計管理室、福祉事務所の課、児童相談所の課、保健所の課、議会事務局、監査事務局及び選挙管理委員会事務局並びに教育局の課、教育センター及び真砂中央図書館並びに文京区立学校設置条例（昭和三十四年四月文京区条例第十三号）に規定する幼稚園、小学校及び中学校並びに文京区立幼稚園型認定こども園条例（令和六年九月文京区条例第三十三号）に規定する幼稚園型認定こども園をいう。）の長をいう。
- 二 職員等 区に勤務する職員及び区の機関に係る地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第三項に規定する特別職に属する地方公務員（区議会議員を除く。）をいう。
- 三 操作者 情報資産に接する職員等をいう。
- 四 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- 五 電子的機器 電気通信回線、電気通信関係装置及び電子計算機（当該電子計算機に用いる周辺装置を含む。）をいう。
- 六 ネットワーク コンピュータ等を相互に接続するための通信網及びその構成機器（ハードウェア及びソフトウェアをいう。）であって、情報システムに属するもの又は複数の情報システムをつなぐものをいう。
- 七 情報システム コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。
- 八 情報資産 ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備並びに電磁的記録

媒体、ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）並びに情報システムの仕様書等のシステム関連文書をいう。

九 情報セキュリティ 情報資産の機密性（情報にアクセスすることが認可された者だけがアクセスできることを確実にすることをいう。以下同じ。）、完全性（情報及び処理方法の正確さ及び完全である状態を安全防護することをいう。以下同じ。）及び可用性（許可された利用者が必要なときに情報にアクセスできることを確実にすることをいう。以下同じ。）を維持することをいう。

十 情報セキュリティポリシー この規則及びこの規則に基づき定められる情報セキュリティに係る対策基準（以下「対策基準」という。）をいう。

十一 情報セキュリティポリシー等 情報セキュリティポリシー並びに対策基準を具体的なシステムや手順、手続に展開して個別の実施事項を定めるもの（以下「実施手順」という。）及びマニュアル、ハンドブック等をいう。

十二 脅威 意図しない操作、故意の不正アクセス又は不正操作による情報の持ち出し、盗聴、改ざん及び消去、電子的機器及び媒体の盗難、情報システム以外の電子的機器の接続によるデータの漏えい、コンピュータウィルス、地震、落雷、火災等の災害並びに故障等による情報システム及び業務の停止等による情報資産への侵害をいう。

十三 コンピュータウィルス 第三者のプログラム又はデータベースに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムであり、自己伝染機能（他のプログラムに自らを複製し、又は情報システムの機能を利用して自らを他の情報システムに複写することにより、他の情報システムに伝染する機能をいう。）、潜在機能（発病するための特定時刻、一定時間、処理回数等の条件を記憶させて、発病するまで症状を出さない機能をいう。）又は発病機能（情報資産の破壊を行ったり、設計者の意図しない動作をする等の機能をいう。）のいずれか一つ以上を有するものをいう。

（対象範囲）

第三条 この規則は、情報資産及び操作者を対象とする。ただし、文京区立学校設置条例に規定する幼稚園、小学校及び中学校並びに文京区立幼稚園型認定こども園条例に規定する幼稚園型認定こども園並びに教育センターにおいて教育のために用いる電子計算組織は、この規則の対象としない。

第二章 組織及び体制

（最高情報統括責任者）

第四条 区の情報システム及び情報の流通を統括し、情報化施策を推進するため、最高情報統括責任者を置く。

2 最高情報統括責任者は、企画政策部を担任する副区長をもって充てる。

(最高情報セキュリティ責任者)

第四条の二 区の情報資産を脅威から保護し、情報セキュリティ対策を総合的に実施するため、最高情報セキュリティ責任者を置く。

2 最高情報セキュリティ責任者は、企画政策部を担任する副区長をもって充てる。

(管理体制)

第五条 最高情報セキュリティ責任者は、文京区IT・情報セキュリティ委員会、統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者をもって情報セキュリティの管理体制を確立する。

(統括情報セキュリティ責任者)

第六条 統括情報セキュリティ責任者は、企画政策部長をもって充てる。

2 統括情報セキュリティ責任者は、最高情報セキュリティ責任者の命を受け、情報セキュリティ対策の適切な管理を行う。

(情報セキュリティ責任者)

第七条 情報セキュリティ責任者は、情報政策課長をもって充てる。

2 情報セキュリティ責任者は、統括情報セキュリティ責任者の命を受け、具体的な情報セキュリティ対策を実施する。

(情報システム管理者)

第八条 情報システム管理者は、課長等をもって充てる。

2 情報システム管理者は、統括情報セキュリティ責任者の命を受け、所管する情報資産の情報セキュリティ対策を実施する。

(委員会の設置)

第九条 最高情報統括責任者は、区における情報化施策及び情報セキュリティ対策を総合的に推進するため、文京区IT・情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(緊急即応チームの設置)

第九条の二 最高情報セキュリティ責任者は、脅威が発生したとき又はそのおそれがあるときは別に定める緊急時情報セキュリティ対応計画（以下「緊急時対応計画」とい

う。)に基づき、緊急即応チームを設置する。

2 緊急即応チームに関し必要な事項は、別に定める。

第三章 情報資産

(情報資産の分類及び取扱い)

第十条 情報システム管理者は、所管する情報資産を管理するときは、最高情報セキュリティ責任者が別に定める基準等を遵守し、情報資産を機密性、完全性及び可用性の重要度により分類する。

2 情報システム管理者は、前項に規定する分類に応じて、情報資産の取扱いの制限を行わなければならない。

(情報資産の管理)

第十一条 情報システム管理者は、その所管する情報資産について管理責任を有し、情報資産を適切に管理しなければならない。

2 操作者は、情報資産を適切に取り扱わなければならない。

第十二条から第十四条まで 削除

第四章 人的セキュリティ

(操作者の責務)

第十五条 操作者は、情報セキュリティポリシー等に規定する事項を遵守しなければならない。

(情報セキュリティの教育及び啓発)

第十六条 統括情報セキュリティ責任者は、常に操作者が脅威を認識し、前条の責務を果たせるよう、情報セキュリティに関する教育及び啓発に努めなければならない。

2 情報システム管理者は、情報システムを運用する者に対し、次に掲げる情報セキュリティに関する事項の教育及び啓発に努めなければならない。

- 一 情報セキュリティ管理体制
- 二 情報システムへの不正アクセス対策
- 三 情報システムのぜい弱性対策
- 四 コンピュータウィルス対策
- 五 情報システム運用上の情報セキュリティ事故
- 六 その他統括情報セキュリティ責任者が必要があると認めた事項

(違反)

第十七条 情報システム管理者は、情報セキュリティポリシー等又は他の法令の規定に違

反する行為により、区の情報資産に対する著しい脅威又はそのおそれが生じたと判断したときは、当該行為の際の作動状況、管理状況その他の参考とすべき事項に関する文書その他のものを添えて、委員会に報告しなければならない。

- 2 委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、情報セキュリティの専門性に鑑み、当該行為が情報セキュリティポリシー等又は他の法令の規定に違反し、区の情報資産に対する著しい脅威又はそのおそれが生じたか否かを審議する。
- 3 委員会は、前項の規定による審議により当該行為が情報セキュリティポリシー等又は他の法令の規定に違反し、区の情報資産に対する著しい脅威又はそのおそれが生じたと認めた場合において、その事実が職員の分限又は懲戒に関わると認めるときは、文京区職員分限懲戒審査委員会規程（昭和五十二年十二月文京区訓令甲第十七号）第一条に規定する文京区職員分限懲戒審査委員会又は文京区教育委員会に対し、審議結果を報告する。

第五章 物理的セキュリティ

（物理的な保護）

第十八条 情報システム管理者は、情報システムを設置するときは、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- 一 最高情報セキュリティ責任者が別に定める基準等に基づき、情報セキュリティ管理区域（情報システムの設置場所をいう。）を管理すること。
- 二 電子的機器を物理的な喪失、損傷等から保護すること。

第六章 技術的セキュリティ

（情報システム利用の原則）

第十九条 情報システムの利用は、文京区電子計算組織の運営に関する規則（平成十四年三月二十九日規則第四十六号）の定めるところによる。

- 2 外部の接続の用に供する情報システムの利用については、前項によるもののほか、最高情報セキュリティ責任者が別に基準等を定める。

（運用管理の原則）

第二十条 情報システムの運用管理は、情報システム管理者が実施手順等を定め、遵守することにより、継続的な運営を図るものとする。

- 2 情報システム管理者は、外部委託によって情報システムを運用するときは、当該委託の契約書（契約内容を記録した電磁的記録を含む。）に受託者が情報セキュリティポリシー等を遵守するよう明記しなければならない。

(ソフトウェアからの保護)

第二十一条 最高情報セキュリティ責任者は、ソフトウェアによる情報資産の破壊、改ざん等に係る対策及びコンピュータウィルスに係る対策について、別に基準等を定める。

(ネットワークの管理)

第二十二条 最高情報セキュリティ責任者は、情報基盤の運用管理に関する必要な措置について、別に基準等を定める。

2 情報システム管理者は、独自でネットワーク環境を構築するときは、前項に定める基準等を遵守し、ネットワークの情報セキュリティを確保しなければならない。

(電子メールの取扱い)

第二十三条 情報システム管理者は、電子メールの用に供する情報システムを運用管理するときは、最高情報セキュリティ責任者が別に定める基準等に基づき、電磁的記録が外部に漏えいしないよう必要な措置を講じなければならない。

(アクセス制御)

第二十四条 情報システム管理者は、アクセス制御を用いる情報システムを運用管理するときは、最高情報セキュリティ責任者が別に定める基準等に基づき、情報資産の適正な利用について制御するため、必要な措置を講じなければならない。

(アクセス記録)

第二十五条 情報システム管理者は、情報システムの特性に応じた作業状況、管理状況その他参考となる事項に関するアクセス記録を取得し、適切に保管しなければならない。

2 前項のアクセス記録は、時刻設定の同期化その他アクセス記録の精度及び信頼性を確保するため、必要な措置を講じなければならない。

(遠隔地操作)

第二十六条 情報システム管理者は、リモートアクセス（遠隔地から電子計算機を用いて情報システムに接続することをいう。以下同じ。）の用に供する情報システムを運用管理するときは、最高情報セキュリティ責任者が別に定める基準等に基づき、当該リモートアクセスに係るネットワークの情報セキュリティを確保するため、必要な措置を講じなければならない。

第七章 緊急時対応

(緊急時における対応)

第二十七条 最高情報セキュリティ責任者は、脅威が発生したときは、緊急時対応計画に基づき、情報資産への被害の拡大を防止し、その復旧を図るものとする。

第八章 評価及び見直し

(評価及び見直し)

第二十八条 委員会は、情報システムの変更、新たな脅威等を踏まえ、情報セキュリティポリシー等の評価及び見直しに努めなければならない。

2 前項の評価及び見直しは、情報セキュリティに係る監査を実施することにより行うものとする。

3 委員会は、前項の監査の結果について審議し、情報セキュリティポリシー等の改善について、最高情報セキュリティ責任者に助言又は勧告を行うものとする。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年七月一日から施行する。ただし、第二章の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第二十五条の規定は、当分の間、この規則の施行の際現に運用管理している電子計算組織については、適用しない。

付 則 (平成十六年三月八日規則第十二号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成十七年八月三十一日規則第五十九号)

この規則は、平成十七年九月一日から施行する。

付 則 (平成十八年三月三十一日規則第二十五号)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

付 則 (平成十九年三月三十日規則第十五号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

付 則 (平成二十年三月三十一日規則第二十七号)

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

付 則 (平成二十二年十一月十八日規則第五十八号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成二十四年三月二十二日規則第十七号)

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

付 則 (平成二十六年三月十九日規則第九号)

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

付 則（平成二十七年三月二十日規則第十一号）

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

付 則（平成二十七年十月五日規則第六十五号）

この規則は、平成二十七年十月五日から施行する。

付 則（平成二十九年五月二十九日規則第三十三号）

この規則は、平成二十九年六月一日から施行する。

付 則（平成三十年三月三十日規則第二十四号）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

付 則（令和二年三月三十一日規則第二十三号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

付 則（令和七年三月十九日規則第十五号）

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

付 則（令和七年九月三十日規則第九十五号）

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

付 則（令和八年三月二十六日規則第二十二号）

この規則は、令和八年四月一日から施行する。